

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

地域子ども・子育て支援13事業

①利用者支援事業

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【平成28年度の事業実施状況】

平成27年度より、引き続き社会福祉課窓口にて特定型で実施。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③ 実績	1 か所	1 か所	2 か所		

【今後の方針】

平成 29 年度より、利用者支援事業（母子保健型）を実施。

妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等の状況や様々なニーズを継続的に把握し、必要な支援策を講じ、産前産後に安定した育児を行うことができるよう、総合的に支援を提供するワンストップ拠点として子育て世代包括支援センター（ひだまり）を保健福祉会館に設置。

②地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【平成28年度の事業実施状況】

「太子町子育て学習センター」（1 か所）で実施。

児童館（1 か所）で実施しているグループ活動も継続実施。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人
② 確保の内容	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人
③ 実績	11,599人	8,645人			

※ 実績値は子育て学習センターの来所者数を計上。

③妊婦健康診査**【事業内容】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【平成28年度の事業実施状況】

妊婦健康診査費助成券を交付。妊婦健康診査費用を14回公費助成。5,000円の助成券を14枚、1,000円の助成券を10枚交付。5,000円の助成券は各回の健診につき1枚、1,000円の助成券は1回の健診で複数枚の使用が可能。

【実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	交付数	530人	512人	496人	482人	470人
	(健診回数)	4,935回	4,764回	4,613回	4,484回	4,379回
② 確保の内容	交付数	530人	512人	496人	482人	470人
	(健診回数)	4,935回	4,764回	4,613回	4,484回	4,379回
③ 実績	交付数	479人	439人			
	(健診回数)	3,653回	3,281回			

※ 交付数は実人数を計上。

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【平成28年度の事業実施状況】

生後28日までの新生児訪問を希望する人、リスクが高い妊婦（一人親、若年、精神疾患等）はさわやか健康課の保健師、それ以外の人是在宅の保健師が訪問している。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	294人	283 人	275 人	267 人	261 人
② 確保の内容	294人	283 人	275 人	275 人	261 人
③ 実績	270人	285人			

⑤養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

【平成28年度の事業実施状況】

家庭児童相談員や保健師等が養育支援の必要な家庭を訪問し、指導・助言を実施。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	15人	15 人	15 人	15 人	15 人
② 確保の内容	15人	15 人	15 人	15 人	15 人
③ 実績	73人	87人			

※ 実績値は訪問した対象者数。

⑥子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。

【平成28年度の事業実施状況】

乳児院 2 か所、児童養護施設 7 か所に業務委託し、ショートステイ事業を実施。

【実績】（年間延べ利用児童数：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	162人日	157 人日	151 人日	146 人日	142 人日
② 確保の内容	162人日	157 人日	151 人日	146 人日	142 人日
③ 実績	0人日	12人日			

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【今後の方針】

平成29年度より、太子町社会福祉協議会に委託し、実施。

平成29年 6 月中旬より、提供会員向け講習会を実施し、10月より活動開始を目指す。

⑧一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【平成28年度の事業実施状況】

公立保育園と町内認可保育所で実施。

【実績】**① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	6,641人日	6,411 人日	5,958 人日	5,731 人日	5,725 人日
② 確保の内容	6,641人日	6,411 人日	5,958 人日	5,731 人日	5,725 人日
③ 実績	7,211人日	5,010人日			

② 幼稚園在園児以外の一時的預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	5,745人日	5,565 人日	5,326 人日	5,206 人日	5,026 人日
② 確保の内容	5,745人日	5,565 人日	5,326 人日	5,206 人日	5,026 人日
③ 実績	8,581人日	4,564人日			

⑨延長保育事業**【事業内容】**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

【平成28年度の事業実施状況】

公立保育所、町内認可保育所 2 園で19時までの延長保育を実施。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	141人	136 人	131 人	127 人	124 人
② 確保の内容	141人	136 人	131 人	127 人	124 人
③ 実績	11人	81人			

※ 実績値は町内認可保育所の週平均利用児童数。

⑩病児・病後児保育事業

【事業内容】

保育所に入所中の児童のうち、病気または病気回復期にあり、集団保育が困難な期間、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

【今後の方針】

事業計画では、平成29年度実施を目指すとなっているが、今年度、実施場所・方法等を検討したい。

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

【平成28年度の事業実施状況】

全小学校区で実施。平成28年4月末現在の利用児童数は367人、夏休みとなる平成28年8月末現在の利用人数は402人。待機児童が発生した太田校区において、民間学童が開設され、新たな提供体制を確保した。

【実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	低学年	253人	251 人	236 人	226 人	217 人
	高学年	50人	50 人	50 人	50 人	50 人
	合計	303人	301 人	286 人	276 人	267 人
② 確保の内容		303人	301 人	286 人	276 人	267 人
③ 実績（町）		368人	353人			
（民間）		0人	17人			

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【平成28年度の事業実施状況】

事業実施要綱を制定。生活保護法による被保護世帯等を対象に実費徴収額を助成。

《対象となる実費徴収額の範囲》

- ① 副食材料費 教育標準時間認定（1号認定）のみ。 上限4,500円/月
- ② 食材料費以外の実費徴収費（教材費・行事費等）。 上限2,500円/月

【実績】

特定教育・保育施設	副食材料費（1号認定）	教材費・行事費等
公立保育所・認定こども園	0人	0人
私立保育所・認定こども園	0人	（実人数）3人
公立幼稚園	0人	0人

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。